

療育の申し込みの流れ

相談



申請



障害児支援利用計画案の
作成



調査



支給決定



事業所と契約



サービス利用

市町村の担当課

(熊本市は各区役所福祉課)
または相談支援事業所に相談します。

市町村の担当課に申請します。

相談支援事業所にサービスの利用計
画案を作成してもらい、市町村に提出
します。

市町村から訪問、面接、聞き取りな
どにより調査を行います。

サービス内容、支給量、利用者負担上限
額などが決定され、【受給者証】が交付さ
れます。

児童発達支援、放課後等デイサービスな
どの事業所と契約を交わします。

サービスを利用し、利用者負担額を
支払います。

